ラ 修 道 院 運 動

五世紀、 聖界に顕われたるガリア=セナトール貴族の動向をめぐって――

田 利

向しつつあった当時のガリア=セナトール貴族の聖界における拠点としての性格を有していたのであり、 に求めた。レラン修道院は、俗界においてのみならず聖界においても、司教職の独占相続を媒介として同族団的結合体の達成を指 東ガリアを中心に急速にその影響力を拡大しつつあったレラン修道院とそこに結集したセナトール貴族出身聖職者の強固な結合体 リア教会のネガティフな『主体』からボジティフな主体への脱皮として把え、 てはガリア教会内部の重大な変質をもたらすことになる。本稿では、四三〇年代を転機とするガリア教会内部のかかる変質を、 た統一体をガリアの地にうちたてようとするガリア聖界のパルティキュラリスム的性向は、五世紀前半期を通じて顕在化し、 によって担われたガリア教会の変質過程は、当時のガリア=セナトール貴族階層総体としての動向と軌を一にするものであった。 四世紀後半以降、 アリウス派論争の渦中から顕著になってくる、 クリスト教界の只中にあって独自の伝統と主張とを掲げ かかる変質のよってきたる所以のものを、当時、 史林 五五巻五号 したがって、 一九七二年九月 かかる勢力

事件であり、 の地が享受したほぼ三〇年に及ぶ《小春日和》の時代の終焉とガリアにおける本格的な《大侵入時代》 四〇六年十二月末日夜半にはじまるヴァンダル、アランを中核とするゲルマン諸部族によるライン渡河の敢行とガリア 皇帝ウァレンティニアヌス一世帝代のライン=ドナウ辺境防備の貫徹という一定程度の軍事的成果の上にガリア 帝政末期のガリアにあって、特異な政治感覚と階級意識とを自らの内に醸成せしめてきたガリア=セナトー は Ľ 本稿の課題と構成 に の開幕とを告げる

寇の た政治勢力として自己を措定せしめていたガリア=セナトール貴族階層の中にその基礎を固めていった。 そのより完成された組織体制とガリア= の影響力を拡大、 セナトー 五〇〇年に及ばんとするローマによるガリア支配の総決算を迫る深刻な意義を有する事件であった。 貴族階 、渦中にあって、 1層に大きな打撃を与え、 ル貴族は帝国政府を媒介とすることなく直接外圧と直面せざるを得なくなるのであるが、こうした《蛮族》 当時ローヌ峡谷を中心に中南部ガリアの地に強固な同族団的結合体を達成しつつ、 北ガリア出身の一《亡命》 ガリ テョ セナトール セナトー セナトール貴族の手によって南東ガリアの地に創建されたレラン修道院は、 貴族階層の圧倒的支持とによって、 ル **、貴族総体としてのかかる性向をより一層助長せしめるものとして、** 《司教の養成所》 これ以後、 独自の論理に基づ として急速にそ ガリア゠

伝わっ 年のウァ るのである 司教を中心とするガリア聖界における自足的な組織体の確立を指向する動きと、 ってよばれるにいたる独自の教義の確立の動きとは、 ユ ラ た聖アウグ V ン 匕 ディ 五世紀のガリア聖界におけるふたつの顕著な動向、 ì 0 / スティ 確立を企図する教皇庁のガリア聖界に対する深刻な不信の念を抱かしめるところとなり、 ニアヌス三世帝権の介入によって最終的な局面をむかえる両者の対立を招来せしめることとなるに ヌ ヘスの 《恩寵と自由意志》 に関する教説をめぐる論争の中から後世セ ともに、 ダマスス以降、 すなわち、 四三〇年代以降明確にあらわれてくるア 帝国政府の支持を背景に、 ほぼ同時期、 ミ・ペラギウス説の名をも 四二〇年代末に南 自らを頂点とす それ は四 ガリ · アに 四 いた ル 五 ル

するわけであるが、 とによって、 ノトー 稿では、 ・ル貴族出身聖職者を中核とする五世紀のガリア聖界のかくのごとき自律的動向とレ ラン修道院の性格、 まず先にのべ 当時のガリア=セナトール貴族の動向の具体相の一 それらはいずれもかかる本稿の問題意識からして決して満足すべきものではない。 たレラン修道院とガリア= その古代末期ガリア社会における位置づけに関しては、 七 ナトール貴族との関係についての考察をおこない、 端を明らかにすることが、 いうまでもなく先学の研究が存在 その主要課題となる。 ラン 修道院との 関係を探るこ しかる後に、

このことを、多少のニュアンスの相違はあれ、 これら先学のレラン修道院評価が集約され得るN・K ・ チ ヤドウイ ツ ク

の見解にみてみよう。

れているのである。 ン貴族社会をも侵しつつあった全般的な Barbarisierung に抗する主要に知的活動の中心地であったところにある、 統的な古典古代的教養の唯一の担い手でもあったガリア゠セナトール貴族の結集点として、 すなわち、女史によれば、 古代末期ガリア史におけるレラン修道院の意義は、 同修道院がクリスト者であると同 ガリアに侵寇し、 時に伝 7

う批判をまぬがれないものであるといわなければならない。 体として有していた特異な政治指向とレラン修道院との関係についての考察が欠落しており、それ故に一面的であるとい るにもかかわらず、 だが、かくのごとき評価は、 《知的》な面での両者の結びつきをのみ強調するあまり、実は、当時のガリア=セナトール貴族が総 レラン修道院とガリア=セナトール貴族との密接な関係をふまえた上でなされたものであ

同様の批判は、 西欧修道制の展開の中でレラン修道院の位置づけをおこなったF・プリンツの研究に対してもあてはま

る

ŋ, については、遂に沈黙しているのである。③ 院の創設を正確に位置づけながらも、当時のガリア=セナトール貴族出身聖職者を中核とするガリア聖界の動向との関係 プリンツは、 したがって、 政治情勢のかくのごとき急変に直面したガリア=セナトール貴族のひとつの対応現象としてレラン修道 - ラン修道院の創設が五世紀初頭におけるローマ勢力による北ガリア放棄と密接に関連しあった現象であ

から出発する先にのべた本稿の主要課題に関する体系的研究についてはいまだこれを知らないのであり、 ものであるにもかかわらず、その構成においては、 以上のことから、 本稿は、 一面においてはかくのごとき先学によるレラン修道院評価に対する再評価という意味をもつ 五世紀ガリア史総体におけるレラン修道院の位置づけという問題意識 したがって、 全

を及ぼした修道院であった。

貫徹しているところの体系的な事実の考察であり、 ての研究がその出発点において《批判》であるというがごとき形式は本稿においてはとられない。 いては、 レラン修道院運動》に還元、 まえた、それぞれの課題に関する個別的な考察である。個別的な考察ではあるが、なによりも企図したところは、 から成るが、うち、 本稿における考察がいかなる《地平》においてなされたものであるのかについてが確認される。 《一、レラン修道院》、《三、ガリア教会とパトリア・ナトウラエ》とは、それぞれ先学の研究をふ 収斂されるがごとき個別的考察である。 したがって、個々の章について個々におこなわれた作業が《むすび、 《二、ロマーニアとガリア=セナトール貴族》にお 本稿の構成 は 四 両章に つの章

(1) 1955, pp. 146-169 K. Chadwick, Poetry and Letters in Early Christian Gaul

また、同様の評価は、 例えば.

H. Moris, L'Abbaye de Lérins, 1909, pp. 290-292;

1913, p. 43 A. C. Cooper-Marsdin, The History of the Islands of the Lerins

F. Plinz, Frühes Mönchtum im Frankenreich, 1965, SS.

3 (2)

Cf. Ibid., S. 51. なお本稿六八頁参照

レ ラン修 道 院

数の caelum montes) 心と支持とを背景に、 その後の西ヨーロッパ修道制の展開に多大の影響を及ぼすものであったと同時に、ガリア=セナトール貴族層の圧倒的関 〇年以前) bonensis Secunda ラン修道院は、 《僧形の司教―Moines évêques―》を組織的かつ持続的にガリアの地におくりこみ、当時のガリア聖界に深刻な影響® 創建された、南ガリアにおける最初の本格的な修道院であり、五世紀を通じて、西方世界最大の修道院として、 なる讃嘆にもうかがわれるごとく、 コ フレジュス司教管区内の地中海岸に浮ぶ一小島、 例えば、 ンスルの家系に名を連ねる北ガリア出身のセナトール貴族、 シドニウス・アポリナーリスの 《司教の揺籃、 «quantos illa insula plana 養成所》として、修道士的教育と訓練とを受けた多 《Insula Lerina》 ジ′ ホノラートゥスによって、Prov. Nal-(=ins. 五世紀初頭 Lerina) miserit (遅くとも四一

(615)

顕著な現象、 ・ル貴族との関係がいかなるものであったかを確認し、あわせて、 本章においては、まず創設当初のレラン修道院の修道形態について考察し(I)、ついで、五世紀のガリアにみられる すなわち、 セナトール貴族出身聖職者の急増、 の意味の確認を媒介として、レラン修道院とガリア=セ レラン修道院の影響が、 五世紀を通じて、 ガリアのど ナト

の地域に及ぶものであったかという問題─いわゆる教線設定の問題─に言及したい(Ⅱ)。

Ι

響を受けつつも、 ばしばうかがうことのできる極端な禁欲主義的性向がレラン修道院において存在していたことを示すものではなかった、 しての性格を有していたことが推測され、総じて、その修道理念においては、オリエント・エジプトの修道制の濃厚な影 居独房 (cella) に居住し、隠修士 (eremus) としての生活を営む僧とが併存するという形態をとる比較的強固な組織体と 類する《coenobium》と《laurae》との複合形態、すなわち、寝食を共にする共同生活を営む修道士(monachus)と、 ・ラン修道院の修道形態は、 ガリア独自の修道制の設立をめざしていたものであり、したがって、隠修士の存在も東方の修道制にし 約言すれば、 明確な生活規則 (Regula の存在!) の下に、 A H M ・ ジョ ーンズの分

以下、具体的に以上のことを検討しよう。

といい得る。

直接の基礎となったものであると論じ、創設当初に受けたギリシアの影響こそ、 てその基礎が固められた《coenobium》の発展形態、もしくは、より整備された形態―こそ、(ックは、ギリシア、小アジアに普及していたカエサリアのバシレイオスのよく組織された修道形態ーパッコミウスによっ ノラートゥスが同修道院の創設に先立ってギリシアにその求道の旅をしているという事実に着目するN・K・チャドウイ レラン修道院が、その創設時において受けた直接的影響が何処に求められるかということに関して、例えば、 西方世界における知的活動の中心として ラン修道院の修道形態の ホ

さて、

V

ラン修道院においては、

六世紀にいたるまで成文化された修道院掟則は存在してはい

示している。 なおかつカッ れていると同時に、 リア)において、 築いた人物とい σ 例えば、 形 正 O くのごとく、 ゥ が態が、 強強い 、スのレ の言葉は、 [難であると思う場合、 砂 否は問 E |漢の教父達の厳しい求道の生涯の生活によって鼓舞されていた、 ラン修 ことを指摘して、 、伝統と影響とは覆うべくもなくうかが その内容は、 品わない 7 ラン修道院時代におけるその禁欲的 V レ 1 ラン ラン |道院の急速な発展を約束する大きな要因となったと主張する。 その背後に当時の南ガリア聖界に一般的であった砂漠の《anachoreta》への憧憬に対する反省の念がこめら ルが美術史の上から、 かれのもうひとつの著作である「Collationes」は、 ラン修道院の修道理念、 アーヌス自身、 われるヨハネス・ 修道院が生んだ五世紀ガリア最大の神学者でセミ・ペラギウス派の領袖であったリエーズ司 修道院の修道理念と修道形態に与えた影響は決して無視することのできない . までも、 厳しい気候、あるいは習慣の相違という障害故に、エジプトの Regula の何程かは不可能であり、 または か エジプトの修道制をそのままガリアの地に適用することが事実上不可能であることを認めながらも、 れが実際に中近東、 パレスティナ、 V オリエ ラン修道院とエ あくまでもエジプトの禁欲主義的色彩の濃い修道制を自己の理想としていたことを如実に ント・エジプトの修道制、 カッシアー 円屋根で三弁模様のあるレラン修道院の会堂建築とエジプトのそれが メソポタミアに拡がっている修道制をある程度それに加味する》と記しているが® 修道生活には ジプトとの密接な関係を示唆していることも考慮に入れなけれ エジプトにおいて体験した砂漠の隠者達の求道の日々を伝えたものに他 われれ ヌスは、 求道精神は、 れるのである。 その著「共住修道院掟則について」の序文において、 他の何にもましてエジプトの厳しい禁欲主義的修道形 シドニウス・ なかんずく、 その多くの章が、 という。 ァ 工 、ポリナーリスの証言によれば、 しか ジプトの砂漠の隠修士の厳しい禁欲 ĩ また西ヨーロ しなが レラン修道院の関係者に献じられて Ë チ 深刻なも ッパ修道院の事実上の基礎 ャ ۴, ゥ 1 Ď ッ が カ あっ ば 0 絶えずエ 《奇妙にも符 《この地方(ガ ならな 教ファウ か たとい 態が与えた 主 か る 義的修道 ならな ・える。 Ź 摘 合 を か

な

だが、

成文化:

され

√`\@

たものではなくともレラン修道院がすでにホノラートゥスの時代から《Regula》とよび得るものを有していたことは、 「ホノラートゥス伝」において、 ヒラリウスは、 ホノラートゥスが定めた不寝番 (vigilia) と断食 (jejunitas)

ウクサニウスに対して、レラン修道院、 ji シドニウス・アポリナーリスは四七○年頃の書簡において、 オーヴェルニュの《monasterium》の長であったア

に関する《lex》の存在について言及していること。

がって、これらのいずれにせよ、その影響を受けた《Regula》の下に、 ない。 道制の確立を求める南ガリア聖界の要請に基づいて作られたこの掟則がレラン修道院の修道制の基礎となったことは疑 オスと種々の場合が想定され、® などから間接的にではあるが確認され得る。この《Regula》の直接の起源に関しては、パッコミウス、あるいはバシレイ® ともかく、 これらの掟則は、 前述、 相互に関連をもった総じて高度に組織化された修道形態を要求するものであり、 カッシアーヌスの「共住修道院掟則」の完成(四二六年頃)以降は、 するいは、Grinicensium の修道院の規則(statuta)の適用を勧めていること、あるいは、Grinicensium の修道院の規則(statuta)の適用を勧めていること。 レラン修道院は、 比較的強固な組織体としての性 ガリア独自 した 1の修

修道院を中心として展開される《ローヌ修道制―Rhonemönchtum―》との構造的差異の拠ってきたるところのものに他 な組織原理に立脚していたということこそ、F・プリンツの指摘によるならば、そのより濃厚なオリエント的要素とあい レラン修道院の組織的かつ持続的発展を約束せしめる当の前提となるのであり、 - かくのごとき《Regula》の存在こそ、レラン修道院に、より一層の内的エネルギーと組織的張力とを付与せしめ、 ル の Ż ルティヌスの修道院運動にはじまる《アキタニア修道制—Aquitanischen Mönchtum—》とレラン レラン修道院がかくのごとき比較的強固

格を有していたことが考えられる。

の形態をとることがほぼ確認し得るのであるが、例えば、 さて、以上のことから明らかなごとく、レラン修道院の修道形態の具体相に関しては、 リヨン司教エウケリウスがアルル司教ヒラリウスに献じたレラ より組識化された《coenobium》 することが、いわば時代の要請として在ったということが容易に理解され得るであろう。

《patronus》としての支配権を現実に行使していたセナトール貴族の政治的指導層としての手腕を聖界においても行使

義的修道精神に対する先に述べたレラン修道院の憧憬を物語るものであろうか。 との複合形態であったとする所以である。かくのごとき散居独房とそこで生活する隠修士との存在は、 おける《concellita》、 える散居独房に住む聖者達》の存在を伝えていることに留意しなければならない。同様に、シドニウス・アポリナーリス ン修道院讃美の書 ソワソン司教プリンキピウス、リエーズ司教フアウストゥスにあてた書簡において、それぞれ、レラン修道院にの (簡)である「De laude eremi」において、同修道院における《エジプトの教父達を我々ガリア人に伝 あるいは《celluanus》の存在を伝えている。レラン修道院の修道形態を《coenobium》と《laurae》 エジプトの禁欲主

П

のゲルマン民族の侵入以降、ガリアのいわば常態であったことをふまえるならば、すでに司教座の周辺に都市 praesentianum》とな、 ナトール貴族出身聖職者の急増という現象の意味を二点にわたって汲み取らなければならない。 せられているのであるが、我々は、この書簡において何よりもまず、五世紀に入って顕著になってくるガリアにおけるセ 出自であるシムプリウスを司教に推挙したのである、と。シムプリキウスは結局シドニウス自身によって当該司教に叙任 始したユーリック麾下の西ゴートによる脅威を直接には示していると解すべきであるが、 書簡において、 ーシドニウス・アポリナーリスは、ブールジュ司教選挙の詳細を報じた四七二年のトゥール司教ペルペトゥウス宛 現在のこの地方、当市の状況を考慮した上で、それにふさわしい人物として、自分は《familiae dignitatis》 かれが《Simplicius vir spectabilis》をブールジュ司教に推挙した理由を大略つぎのようにのべている。 明らかに、四六九年をまって、Prov. Aquitania Secunda からロワール右岸への本格的侵寇を開 かかる状況は、 シドニウスの言う 四〇六年~七年 (civitas) . の

また他方では、

シドニウスによ

51

総体としての動向の典型として把握するF・プリンツの見解は十二分に蓋然性をもったものであるといえるであろう。 まえるならば、 になった、ということは、例えば、 がひとつの社会的な趨勢とまでになるにいたり、それが、ガリアの地の修道院運動の興隆に少なからぬ影響を与えること 高まりつつあった外圧への危機感から、 にあった北ガリア)とがF・プリンツによって強調されているということに着目しなければならない。 通の社会的出自(シドニウスの言う《familiae dignitatis》の出自)と共通の出身地 らにとってはその政治的、 《Apanage》として映っていたのであり、《Apanage》 «tamiliae dignitatis» リエー かれらは、 ここにおいて我々は、 、ズ司教ファウストゥス等のレラン修道院の伝統の確立と教線拡大の担い手となった諸司教に関して、その共 右に挙げた諸司教の動向をもって、 南ガリアにあって、その地に求め得るかれらの姿勢を反映するに足る最良の場として聖界をえらび、 当時のガリア=セナトール貴族にとっても、 社会的指導層としての身分と階級意識との基盤たるべきものとして追求すべき対象となっ の出自であることが直截に司教となる前提条件として把握せしめられていることから容易に T・S・ホームズ等によってすでに指摘されているところであるが、8 創設者ホノラートゥスをはじめとして、後のアルル司教ヒラリウス、 南ガリア、 南ガリアの地に移住していった北ガリア出身《亡命》 あるいは北イタリアの地中海岸へ避難所を求め、 がまさしく特権身分の物質的保障の謂である如くに、 司教職とは、 F・プリンツの言う、 (外圧の直接的、 隠遁するという現象 かつ持続的な脅威下 四世紀後半以降 か セナトール貴族 トロワ司教ル か れ 司教職は かる現象をふ 種 7 か

語 された教皇令の中の [っており、 四二八年、 ガリアにおいて、 したがって、 一節 p ーマ教皇ケレスティヌスによって、 右のF・プリンツの見解を助けると思われるのであるが、 異郷出身者、 《異郷の者(peregrini)、部外者 (extranei) は、 あるいは、 俗人(平信徒) Viennensis, Narbonensis が聖職者になるという現象が見られたことを如実に物 その地の教会の聖職者に価しない》 の諸プロヴィ レラン修道院は、 ンキアの諸司教に送付 という条は

まさしくかれらの

《Apanage》として聖職の獲得を志向していったのである。

政治的

指

導

層

たるセ

ナ

<u>۱</u>

ル貴族としての精神的、

政治的

二 ネ

N +

Ì

を

ガリアの

地の

ク

'n

スト教化のために投入するセ

ラ ナ る

俗界におけ

ン

ス

タンテ

ウスの記述にみられるがごとき同時代人のレラン修道院出身聖職者に対する称讃の言葉は、®

修 古代的教養の唯一 明らかなように、 ガリアにあっては、 にしばしば見出されるがごとき極端な禁欲主義とは無縁なものであった。 つ 道制 |義的色彩が濃厚だといわれるマルームーティエ修道院においても多数のセナトール貴族の存在が確認されることか※ セ Ź ・=セナトー は決して強調されてはならない。 ・典型としてしばしば論じられる、 ト I は現実には F ル 貴族出 から担い、 プリン ル貴族との関係においては) 0) 禁欲主義をその理想として標榜しつつも、 «ascetic» I身聖職 担い手であったセナトー 也 ッ ナ , l が したがって、 潜者が、 レラン ・ル貴族の手によって古典古代的精神の土壌に移され、 な性格よりも 修道院を そこで強力な前衛としての修道士的教育と訓練とを受ける 聖界におけるガリア=セ 例えば、 アウソニウスとかれのかっ 《亡命者の修道院》 «austere» ١ ル貴族によって支えられていたのであり、 すでに、 当時のガリア゠ な性格をより強く有してい マ ルティ 当時のガリアの修道制は基本的にはオリ セナトール貴族一般のクリスト教信仰の在り方を示すひと とよぶ所以であるが、ここにおいては ナトール貴族の拠点としての性格を有していたとい ての教え子、 ヌスの創建にかかるトゥ 当時のガリ ノラ司教パウリヌスとの間 たが故にである。 調和を重視する風潮の下で、 アの地の精神活動は、 したがって、 ール郊外、 《司教の養成所》 ・エント 修道院運動の理念も、 IJ H (レラン修道院 ョンの伝記作家 ワー の 主要に、 の修道院運動 ル河岸 《決定的 として ガリア の な断 とガ 0 典

・修道院の姿を伝えてあまりあるものがあるといえるのである。 ル 貴族出身聖職者の姿を彷彿せしめるものがあると共に、 セ ナ ŀ j ル 貴族の聖界における拠点、 結集点としての

紀にあって、 かくのごときレラン修道院がその創設当初から有していた性格は、 拡大してい V ラン修道院の直接の影響下にあった地域は、 くにあたっ 7 その展開 過程に注目 「すべ タランテー ハき特異 な様相 五世紀を通じて、 ズを東端とし、 を付与せしめることに 同修道院 口 ーヌ峡谷を軸として北上、 の影響 な る。 が す ガ ij なわち、 ア各 地 Ŧi. 急

ŀ

П

ラン=シューレ》とよびたいと思う。 カストールとが兄弟であったと考えられていることにうかがわれるように、単に、レラン修道院出身聖職者間に限られるの 示されている。しかもかかる同族団的結合体は、例えば、レラン修道院出身、フレジュス司教テオドールスとアプト司教 スの二人の息子がレラン修道院で学んだ後、それぞれ、ジュネーブ、ヴァンスの司教として派遣されたこと、等に端的に トロワ司教ループスとが姻戚関係にあったこと、リヨンの名家、ガリア=セナトール貴族の名門、リヨン司教エウケリウの 実は、例えば、 総体として同修道院を軸とする同族団的結合体をもいうべき結合体を現出せしめているという事実がこれである。この事 思われるのであるが、当該地域への教線拡大の担い手となった同修道院出身聖職者達の多くが血縁関係において結ばれ、 ワにいたるまでの地であり、 点として、ローヌ峡谷沿いの中南部ガリアの地に現出したところの、強固な司教団の同族団的結合体、これを我々は《レ ことなく、広くガリア聖界に拡大していくものとしてあった、ということができる。 創設者ホノラートゥスと後のアルル司教ヒラリウスとが親戚関係にあったと推測され、更にヒラリウスと創設者ホノラートゥスと後のアルル司教ヒラリウスとが親戚関係にあったと推測され、更にヒラリウスと 西端は、 トロワークレモン、クレルモン―アルルをそれぞれ結ぶ線と想定して大過はないと かくのごとき、 レラン修道院を結集

ン= かかる指向の、 指向していたのであるが、このことをふまえるならば、本節の脈絡において、《レラン=シューレ》 さて、後にみるように、当時のガリア=セナトール貴族は、婚姻関係を媒介とする強固な同族団的結合体を総体として® シュ 1 V 聖界における顕われとして性格づけることが許されるであろう。したがって、かかるものとしての《レラ の動静は、 基本的に、当時のガリア=セナトール貴族総体の動静と、その性格において軌を一にするもの をセナトール貴族の

したがって、 次章において我々は当時のガリア 11 セ ナトー ル貴族の動静 に関しての一般的把握を試みなければならない。

① 同時代人、シドニウス・マボリナーリスは、この修道院を《coenobium Lirinense》 とよんでいる。Sid. Ep., VIII, xiv, 2.

Sid. Carm. XVI, 109-110.

3 2

Cf. N. K. Chadwick, op. cit., p. 150, 212; A. C. Cooper-Marsdin,

- op. cit., pp. 44-47; F. Plinz, op. cit., SS. 60-61.
- (3) A. H. M. Jones, The Later Roman Empire, 1964, v. II, p. 929
- © Cf. S. Hilarius Arelatensis Episcopus, 'Sermo de Vita S. Honorati', C. II, 12, 13, 14. (J. P. Migne, P. L., t. L, col. 1255-
- (6) バシレイオスにはじまる小アジアの修道制とその特色については、
 P. Labriolle, Les Débuts du Monachisme, (A. Fliche et V. Martin, Histoire de L'Église, t. III, 1950, pp. 343-344.)
- © N. K. Chadwick, op. cit., pp. 149-150
- Sid., Carm. XVI, 99-103
- J. Cassianus, 'De coenobiorum institutis', praefatio, (J. P. Migne, P. L., t. XLIX, col. 60.)
- G. Sid. Carm. XVI, 97; O. Chadwick, John Cassian, 1968, pp.
 50-51.
-) *Ibid.*, pp. 52–54.
- Bid., passim
- E. Mâle, La Fin du Paganisme en Gaule, 1950, p. 262.
- © Cf. F. Plinz, op. cit., p. 94; É. Griffe, La Gaule Chrétienne a L'Époque Romaine, t. III, 1965, pp, 329-331.
- (9) H. Moris, op. cit., pp. 22-24
- S. Hilarius, Sermo de Vita S. Honorati, C. IV, 18, (J. P. Migne, P. L., t. L, col. 1259).
- Sid. Ep. VII, xvii
- (a) Cf. F. Plinz, op. cit., S. 72; É. Griffe, op. cit., t. III, p. 335;
- T. S. Holmes, The Origin and Development of the Christian Church in Gaul, 1911, p. 289.
- ⑲ パッコミウス起源:E. Griffe, op. cit., t. III, p. 335; E. Male

- op. cit., p. 262. パシレイオス起源 : N. K. Chadwick, op. cit., p. 146.
- O. Chadwick, op. cit., p. 36.
- F. Plinz, op. cit., S. 62, 88, 91-92.
- Cf. É. Griffe, op. cit., t. III, p. 334.
- S. Eucherius, Lugdunensis Episopus, 'De laude Eremi ad Hilarium Lirinensem Presbyter', 42. (J. P. Migne, P. L. t. L, col. 711.)
- \$\(\) \(\) \(\) \(\) satis in illo quondam \(\) \(
- §

 ⟨…de senatu Lirinensium cellulanorum…⟩(Sid. Ep. IX, iii, 4.)
- Sid. Ep. VII, ix, 2.

26

- S Ibid., 3.
- S Cf. K. F. Stroheker, Der Senatoriche Adel im Spätantiken Gallien, 1948, S. 23.
-) Sid. Ep. VII, ix, 14
- (8) C. E. Stevens, Sidonius Appolinaris and His Age, 1933, p. 114,
- © F. Plinz, op. cit., S. 59
- ⊗ Ibid., SS. 49-51.
- T. S. Holmes, op. cit., p. 282; N. K. Chadwick, op. cit., p. 143; O. Chadwick, op cit., p. 34.
-) F. Plinz, op. cit., S. 48.
- F. Plinz, op. cit., S. 47.
- © Cf. S. Dill, Roman Society in the Last Century of the Western Empire, 1910, pp. 180-181.

- 六九号、一九六六年)、二を参昭 徳田直宏「トゥールのマルティヌスの修道院運動」 (『西洋史学』、
- N. K. Chadwick, op. cit., p. 240
- 常な美徳の数々で飾られていた。かれは火のような信仰の人であり、 者であった。》: Constantius, 'Vita Germani', XXIII, (M. G. H. 卓越した流れる話術の持ち主であり、 《その頃、その都市(=アルル)は、司教ヒラリウスによって、非 Merov. 7, col. 268) 神の掟のつかれを知らない実行
- 41) Cf. A. C. Cooper-Marsdin, op. cit., p. 137

- 42
- Ibid., S. 51; T. S. Holmes, op. cit, p. 453

(3)

- N. K. Chadwick, op. cit., 208
- **4**
- **6** Ibid., pp. 151-157; H. Moris, op. cit., pp. 305-312
- 46 N. K. Chadwick, op. cit., pp. 148-149; T. S. Holmes, op. cit.
- 47 Cf. F. Plinz, op. cit
- **4**8 本稿二章参照

《ロマーニア》とガリア=セナトール貴族

テオドシウス大帝以降の帝国政府の消極的姿勢を前提とするガリアにおけるローマ勢力の後退=南下の一般的趨勢が底流® の帰結としての同辺境防備体制の弱体化がもたらしたものであった。したがって、ガリアの地は本格的な《大侵入時代》 握していたスティリコによって遂行された、帝国軍団主力のイタリア防備集中に伴うライン辺境防備体制 四世紀後半における《Kaiserresidenz》のミラノへの移動、 として存在していた。 0) のゲルマン民族のイタリア本土侵入の危機とに対処すべく、Magister utriusque militiae として全帝国軍隊の統帥権を掌 図していたアラリック麾下の西ゴート族の前進と、 :国政府の中枢機関の在所として栄えたトレーヴを中心とする北東ガリアの放棄も止むを得ずとする帝国政府の姿勢は、 到来にあたって、 四〇六年末のゲルマン諸部族によるライン渡河の敢行は、より直接的には、イリリクムからイタリア本土への侵寇を企 イタリア防衛の為の犠牲になった、といい得るのであるが、かかるカタストロフィ© すなわち、 ウァレンティニアヌス一世帝代に、 当時最大の脅威であったドナウ辺境、 更には、テオドシウス大帝末年の《ガリア近衛総督府》のア ライン=ドナウ辺境防備の拠点として、 ノリクム、ラエティア方面 到来の背後には、 の再編成と、 かつまた、 か

0

ギ ル ガ゛ 力地 (リア中南部) ル ^ 移転によって決定的なものとなり、それに伴って、すでにゲルマン民族のガリア侵入の前夜にお® 地方の ナトール貴族の帝国支配権のいまだ貫徹している地方 への漸次の南下の現象を生み出すにいたっているのである。® (アルル、 より一般的には、 ローヌ峡谷を中心とする いて、 ガリア゠ べ

ル

ち西 語るものであるといえる。 0 ラに送付された、 みずから明らかにし、 I政府の企図を読みとるのは容易であろう。 í アルルでの定期的開設を命じているのである。 hospitalitas として西ゴートが定住を認められた地に他ならない。 南ガリアの二属州 ル河以南のガリアの七つの属州による七属州会議 四一八年四月一七日付で、 ホ ノリウス、テオドシウス二世、 ガリアにおける帝国政府の中枢機関をアルルに集中させ、 (Aquitania Secunda, Novempopulana)を遠方に在るという理由で新たにはずした上で、 すなわち、 当時アル 同勅令は、 なお、 ルに在ったガリア近衛総督 この勅令に、ガリアの地を二分することによって北ガリア放棄の姿勢を 五世紀初頭、 両帝の勅令は、 同勅令において七属州からはずされた二属州は、 (Concilium Septem Provinciarum) の復活を指示し、 当時のガリア近衛総督ペトロニウスの下に設置された、 この間の帝国政府の対ガリア政策のあり方を如実に物 (Praefectus Praetorio Galliarum) 南ガリアにおける支配権の貫徹を狙う帝 いうまでもなく、 七属州 アグ 同会議 'n のう コ 同

新支配者としてパトリキウスのコンスタンティウスがアルルに入城するにいたって、 置からくる重要性に加えて、 ぜしめることになるが、 かる傾向 する統制力の欠如からくるロワー 確立をもたらすことになるのである。 .世紀末から五世紀にかけての帝国政府によるかくの如き対ガリア政策の展開は、 属州 ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ ・ィエネンシスの統轄権をめぐるヴィエンヌとアルルとの対立を招来せしめつつ、@ 他方、 帝国のガリア支配の最後の要としての政治的重要性をアルルに賦与せしめることとなり、 ガリアとイタリア、 ル河以北のガリアの 北アフリカ、 地のセパラティ 更には、 スム的傾向を成長促進せしめ、 オリエント諸地方との接点というその地理 ガリアの首都としてのアルル 一方では、 北ガリア辺境諸 四一一年、 連の簒奪政権 ガリ の地位 アの 的位 を生 に対対 か

かくのごとき政治情勢の急変は、 ガリア゠ .. 七 ナトール貴族総体としての動向にいかなる意味作用を及ぼすも

のであったのであろうか。

握されるべきであり、 権力基盤とする、 分に予想させるケルト的伝統の復興の担い手として特異な姿勢を堅持、 能の急速な喪失の中にあって、 ガリアにあっては、 かなる視点からこれを再構成すべきであるのか、ここにおいて、 な思想状況を我々は考慮に入れなければならない。 般的理解に関しては安易には承服できないものがあるといわなければならない。 ジュリアンが《セナトール王国》とよんだ強固な同族団的結合体を達成するにいたっているのであるが、いうところの 当時のガリア=セナトール貴族は、より一般的には、 におけるガリア=セナトール貴族総体としてのかくの如き動向、それは何よりもまず、その大所領を自己の それ故により強固に土着的性格を有するひとつの社会勢力としての独自の方向性を有したものとして把 - 官職の独占、裁判権、免税特権の獲得を志向し、属州におけるローマ的なるものの拠点としての都- -したがって、 ローマ的なるものの唯一の担い手をもって任じ、また、 帝政末期におけるセナトール貴族の支配能力、 帝国政府に対するにパルティキュラリスム的性向を顕わにしつつ、 《ロマーニア》なる語をもって示される帝政末期の特異 重層的な婚姻関係を媒介とすることによって、C あるいは政治的能力の喪失云々という それでは、 そのケルト的土着土豪の出自を充 かかるかれらの動向は、 市機

の表象であった。 表象であった。またそれは、F・パシューによれば、《バルバーリア》の直接的かつ持続的外圧に直面した四世紀以降の を問わず、 なる概念を包摂するにとどまらず、 - マ帝国にあって、 《ロマーニア》とは、 一種の《パトリオティスム》 ゲルマ 帝国の精神的、 J・ツァイラーによれば、 ン民族の本格的脅威に晒された四世紀以降、 およそローマ帝国の一体性、 物質的秩序を守るべく、 の高揚が確認せられるということは、 単に《オルビス・ロマーヌス》 知的エリートの間に芽生えた、 あるいは一体感、 文芸活動の領域において、 すでに周知の事実となっているのであるが、 あるいは《イムペリウム・ロマ ローマ的なものを示すあらゆるものの 主要に クリスト者、 ペナショ ナ 異教徒たる ーヌム》 な感情 のロ

58

人皇帝をロー

÷

に送りこみ、

あるいは、

イタリアにおける不正の支配者に抗してローマ帝権を守るべく、

らかに歌いあげられているのが確認せられるのであるが、 をもってエリートたり得る洗練された文化と共通の社会的利害に基づいたひとつの共同体に他ならなかったとい それは、 いた時代であった。この時代、 内面において、 として、その正確な位置づけがなされなければならない。 によって表象される世界は、 これらのことをふまえるならば、 ・マン文化の最盛期をむかえるが、この時代は、 四世紀後半、 帝政末期のパトリオティスムの高揚という前述したがごとき思想状況の中でのみ、まさに前述したがごときもの 異教的精神とクリスト教的精神、 ガリアの地はラテン文芸の華やかな開花、 なによりもまず、野蛮、 ガリアにあっては、 《ロマーニア》 なる語は、 土着的なものとローマ指向的なものが対立しつつも微妙に融合しあって D・M・アウソニウスに明らかなごとくに、ガリア=セナトー 都市口 1 ガリア=セナトール貴族の有したかかるロー マ かかるパトリオティスムの表象であり、 の崇高性、 S・ディルが《Gallic Renaissance》とよんだ。 卓越性がガリアの地の郷土愛的讃美と共に、 知的エリー したがって、 マ指向的なるもの、 ル 貴族 ガロ 0

不信の念を増大せしめ、 央政界における政局の紊乱、 かる傾向 かれらの動向は、 のとしての土着的性格と微妙な絡み合いをみせつつ、 ニス》との併存、 そして、かくのごとき位置づけがなされるガリア=セナトール貴族の有したローマ指向的性格は、それと対極をなすも ガリアョセ れらのロ F・パシューの指摘する《二つのパトリア》、すなわち、《パトリア・ナトウラエ》と《パトリア・コンム・サージのでは、まるのである。 ローマ まんしゅん ないしは対立、 ナトール貴族の動向がかれらに固有の、 あるいは、 1 ヌ峡谷を中心とする中南部ガリアへの漸次の結集、 等によって急速に促進され、 、という地平において、これを把握しなければならないと思われる。 みずから《ロマーニア》 かれらの特異な政治感覚を醸成せしめていくのであり、 イタリアにおける《無能かつ脆弱な》 の守護者たらんとして、 独自の性格を有するものであったという所以であるが、 テオドシウス帝家断絶 オーヴ 工 ル 支配者に対するかれらの = 2 出 (四五五年) 一身の生粋 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヺ ァ か (627)

西

ブルグンド、

開となってあらわれてくるのである。 ゴートの軍事力を背景に盟約を結び、帝国政府に反旗をひるがえすといった四五○年代以降の一連の複雑な政治情勢の展 この時期のガリア=セナトール貴族総体としてのかくの如き政治動向の軌跡は、F・

漸次的後退とに直面したガリア = セナトール貴族の一種特有なパトリオティックな対応の顕われに他ならなかった。 ローが《ガリアにおけるロマーニアの苦悩》といみじくも評した如く、より直接的には、《蛮族》の侵寇と帝国宗主権 四世 0

紀末から五世紀にかけてのガリアの地の政治情勢の急変がガリア=セナトール貴族に及ぼした意味作用とは以上のごとき

ものであったのである。

- **(1)** J. Hatt, Histoire de la Gaule Romaine, 1959, pp. 348-349
- op. cit., t. II, p. 14. C. Jullian, Histoire de la Gaule, t. VII, pp. 319-321; É. Griffe
- Cf. C. Jullian, op. cit., t. VII, p. 318
- J. Hatt, op. cit., p. 349
- (5) K. F. Stroheker, op. cit., S. 19-20; F. Plinz, op. cit., S. 47-48
- 6 FECTUM GALLIARUM", (M. G. H., Epist. t. III, col. 13-14.) "FACTAM AD VIRUM INLUSTRIM AGRAECOLA PRAE
- Cf. F. Lot., La Gaule, 1947, reed. 1967, p. 353
- Gaul, (J. R. S., v. XLVI, pp. 65-66. E. A. Thompson, The Settlement of Barbarians in Southern
- J. Hatt, op. cit., p. 349
- Ibid., p. 359
- É. Salin, La Civilisation Mérovingienne, t. I, 1950, p. 137; N. K.
- Chadwick, op. cit., p. 142
- Cf. É. Griffe, op. cit., t. I, p. 339
- F. Lot, op. cit., pp. 324-326
- K. F. Stroheker, op. cit., S. 23

Cf. S. Dill, op. cit., pp. 174-175

(15)

- (6) Ibid., p. 211
- K. F. Stroheker, op. cit., S.
- cit., S. 15. C. Jullian, op. cit., t. VIII, p. 128; Cf. K. F. Stroheker, op.
- (2) J. Gagé, Les Classes Sociales dans L'Empire Romain, 1964, pp 391-393
- ⊗ Cf. S. Dill; op. cit., p. 180
- Latins, (Revue des Etudes Latines, 1929, t. 7, pp. 194-198.) J. Zeiller, L'Apparition du mot 'Romania' chez les Ecrivains
- dans L'Epoque des Grandes Invasions, 1967, pp. 18-19 F. Paschoud, Roma Aeterna, Etudes sur le Patriotisme Romain
- Invasions Germanique, 3ed., 1964, p. 23; J. Gagé, op. cit., p. 393 Ibid., pp. 9-13; P. Courcelle, Histoire Littéraire des Grande
- D. Earl, The Moral and Political Tradition of Rome, 1967
- 25 J. Gagé, op. cit., p. 393
- S. Dill, op. cit., p. 172

- © F. Paschoud, op. cit., pp. 29-32
- 編詩を参照(Loeb, 1951, v. I, pp. 269-285.); cf. N. K. Chadwick
- (3) Cf. F. Paschoud, op. cit., pp. 11-12
- ⊗ シドニウス・マボリナーリスのウァレンティニアヌス三世評である (Sid. Carm. VII, 359.)
- ③ この間の政治情勢の展開に関して、包括的には、E. Stein, Geschi-oh. des Spätrömischen Reiches, 1928, SS. 544-554; F. Lot, op.

cit., pp. 369-380. また、'CONIURATIO MARCELLIANA' をめぐる問題に関しては、 C. E. Stevens, op. cit., pp. 36-57, 181-185. での間のガリア・セナトール貴族の動向の性格如何という点に可いては、 C・ジュリアンの主張―スティープンスの言う、分離主義理論(帝国からの分離、ガリアの独立)――にひかれるものを感じる。だが、 この問題についてはいずれ他日を期したい。 Cf. C. Jullian, De La Gaule a La France, 1922, p. 216.

F. Lot, op. cit., p. 380

32

ニ、ガリア教会とパトリア・ナトウラエ

T

手を介して、全ガリア司教に対する回状(以下、J・三二八と略す)を発行、四世紀末に一応の完成、定着をみたガリアの教 会組織体制(これを仮にトリノ体制とよぶ)の再編に強圧的態度をもって着手するにいたった。 四一七年三月二二日、登位後わずか四日にして、ローマ教皇ゾシムスは当時ローマに在ったアルル司教パトロ クルスの

sedis statuta et praecepta maiorum—、実に大司教によって廃され、前述諸プロヴィンキアにおいて、あえて叙任を行 教皇座に従って、 が、ゾシムスによって示された新体制である。 のものとして回復する。今後、教皇座の定めと先人達の掟とにそむく者は—Quisquis vero posthac contra apostholice 《都市アルルの大司教は、常に保持していたごとくに—sicuti semper habuit—、 又は不正に叙任された者は、 かれはプロヴィンキアのヴィエネンシス、ナルボネンシス・プリマ、ナルボネンシス・セクンダをかれ 両者とも聖職から遠ざかるものと知るべし。》(傍点、斜体強調、米田)。 《トリノ体制》の原則を定めたトリノ会議のカノンと比較するならば、こ 聖職者叙任において全権を有する。 かくのごとき

61 (629)

どの地域の者も、 の回状がアルル司教に対して全く異例の大権を賦与したものであることが容易に理解されるであろう。更に、《ガリアのの アルル大司教から formata を受けとらないでは、他のいかなる方法によっても出立することはできない。》そして、これ による《litterae formatae》の作成を手段とするガリア聖界の統轄、これをもっての、教皇座—アルル大司教—ガリア聖 に反するものは《communio から排される》。すなわち、communio からの排除という深刻な罰をもって、パトロクルス いかなる聖職にある者も、 わがローマに来ることを望む者、もしくは、他の地へ行くことを望む者は

策の当然の帰結としての帝国政府の熱烈な支持を前提としていた。 にこれに関わったといわれるパトロクルスは、の 得たというパトロクルスがすでに四一二年以来アルル司教の地位にあった。ゾシムス登位に際してローマに在って積極的 支配下に南ガリアにまで浸透したマルティヌス勢力は一掃され、かれの強力な支持を背景に聖職売買によってその地位を 界というヒエラルヒーの確立がここでは企図されていることを確認したい。 強力なヒエラルヒーの体系をもって補塡強化しようとする四世紀後半以降、極めて明確になってくる帝国政府の対教会政 アにおける帝国政府の中枢機関をアルルに集中させた上で、破綻の極にあった帝国政府の支配の体系を教皇を頂点とする ル司教パトロクルスをして教皇のガリアにおける代理者にしたてあげようと企図したものに他ならず、したがって、 ゾシムス、パトロクルス、コンスタンティウスの三者が三位一体となって、ガリアの地にヴィカリウス体制を導入、 の実力者、パトリキウスのコンスタンティウスの居住するところとなり、かれのもとで、僣称帝コンスタンティヌスの短い だとすれば、この回状の企図するところがどこにあるかは自ずと明らかになってくる。おりから、アルルは帝国政府最大 アにおける帝国宗主権のガリア支配の最後の要としてのアルルの地位が大きくクローズアップされてくるのを確認した。 我々はすでに前章において、 五世紀初頭におけるガリアの地の急激な政治情勢の展開をみ、破綻に瀕しつつあったガリ 《J・三二八》の発行にも積極的に参与している。すなわち、この回状は、 アル

さて、この時点における《トリノ体制》の再編ということは原則として正しいし、《トリノ体制》の原則に何ら抵触す

は著しい発展をとげるにいたり、

ガリアのほとんどの都市に司教座が創建されるにいたっていることが確認せられる。

・者共同体の存在が

は確認されることは周知の事実であるが、

以後、

特に四世紀後半以降、

ガリアの

地のクリス

ト者共同体

てあった。が、《J・三二八》によって示された新体制に対するガリア聖界の反対は必至であった。 成の動きそれ自体に対して、第二に、アルル司教パトロクルスに対する不信、疑惑の念が根強く存在していたという点に 凌駕し得る新体制の原理として対置せしめ、事実上、《トリノ体制》の無効を宣し得たのである。かくて、聖トロフィの おけるアルル教会の宗主権の歴史的由来として定立し、《トリノ体制》のよってたつところの基底原理に対して、これを 発という点において。予想されたこうした反撃に対処するためにゾシムス=パトロクルスによって採用されたもの、それ おいて、なかんずく第三に、いまだかって例をみなかった教皇庁のガリア聖界に対する一方的強圧的介入に対する強い反 るものではない スによる創建以来、 いわば自明のこととして前提されていることが容易に理解されるのであるが、それでは、 《了解》せられ、 ·マ教会と結ばれる。したがって、アルル教会への大権の賦与は決して異例のことではなく、《pracepta maiorum》に基づ 我々はまず《ガリア教会》なる主体の確認をおこなわなければなければならない。 聖トロフィムス伝説といういわば《作られた伝説》であって、これをもってゾシムス゠パトロクルスはガリア聖界に® オクシデントにおいてクリスト教の伝播が最も遅かったといわれるガリアの地にも遅くとも二世紀後半に 惟利、換言するならば、ガリア聖界に臨むにあたっての《statuta maiorum》の護持者としての教皇の宗主権問題はつぎの点にある。すなわち、こうした主張の背後にはローマ教会のガリア聖界に対するある種の宗主 新体制こそ常態への復帰である、という前掲ゾシムスの主張はそれなりの一貫性を保持し得ることになる。 (原則として)。 また《トリノ体制》 現実にいかなるものとして機能していたのか、という問題である。 アルル教会はローマ教会と直結し、全ガリアの信仰の源であるアルル教会によって、ガリア聖界は『 自体、 その出発点からその再編が近い将来おこなわれるべきものとし かくのごとき問題を考えるにあたっ この前提は 第一に、急激な再編 įν かなるものとして、 クリス 厶 P

63 (631)

か

教管区制度》の導入に伴って、これに即した組織原理を明示しなければならなくなった時、明確な独自の原理をもたなか るひとつの求心的統一体を、ついに構成するにはいたらなかったという。この指摘は、例えば、 くの如き発展をとげたガリアの諸教会は、しかしながら、E・グリッフの指摘によれば、十全なる組織性と位階性を有す ったが故に、 行政組織の借用、 転用をもってその組織原理に代えた前述《トリノ会議》の決定においても、その正鵠を得 四世紀中葉以降の 《大司

の典礼を保持しつつ、危機的状況に直面するや、独自の主張を掲げた統一体として顕現するにいたる例をいくつか確認す Ecclesiae Galliarum vel E. Gallicanae—》なるひとつの共同体を形成、ラインからピレネーにいたる地域において固有 ていることが確認せられる。 ることができる。すなわち、 だが、他方では、 ガリアの地の諸司教が共通の帰属感の下に、単なる地理的名称の域を越えたところの《ガリア教会―

- 言した。同会議は、C・ジュリアンによれば、明確にクリスト教界の只中にあってガリア聖界の独自の伝統をうちたてよ 的にガリアの諸司教のほとんどはポアテイエ司教ヒラリウスの強力な個性の下に(当該司教座の地位故にではなく)結集: スの帰還と呼応するかのようにして開かれた三六〇年のパリ会談では正当信仰の担い手としての自己の立場を誇らかに公 うとするものであった。 の ヒラリウス追放中も書簡によって密接な連絡を保持しつつ、反アリウス、反コンスタンティウスの姿勢を堅持、 j コンスタンティウス二世治下のアリウス派の抬頭の渦中にあって、少なからぬ動揺をみせたローマ教会とは対照 ヒラリウ
- 司教が参加、 確認した。同会議は、クリスト教会にあって自律性を貫き、自らの問題を外部の権威にゆだねることなく、 って解決せんとするガリア聖界のパルティキュラリスム的性向を顕わにしたものであった。 (=) 三七四年七月に開催されたヴァラァンス会議はアジャン司教フォエバディウスの主宰下に全ガリアから二二名の 特殊ガリア聖界に関する問題を譲すると共に、重大な係争点に直面した場合、 同種の会議を開催することを 自らの手によ

基盤としたガリア教会に対する

p l

~

教会の権威に他ならなかっ

たのである。

の問

問題が、

ガ

リアにおいて、

俗権

の介入をまね

かくのごとき両者の関係は、ヒスパニアを席巻したプリスキリアニスム

、ムのアリアニ (iii の資格 グラテ の下に会議に臨んだ。 ス . イ ハムの っアヌ 問題が討議されたが、 ス帝の要請により開 (かれた三八一年のアク 同会議には南東ガリアの六名の司教が列席、 1 レ会議は ミラノ司教アムブロ うち三名の司教は《legatus Gal-シウスの主宰下に IJ

せられるガリアへの最初の教皇令の送付、以来、ゾシムスにいたるまでの教皇庁もまたガリア教会に対するに、8 威は受けいれられながらも、 ダマスス以降、 じめて一個の総体として把握し得るものとして、いわば《ネガティフな統一体》 組織原理をもたない 書簡に依拠しつつ自らに課した正統信仰の伝統の擁護者としての役割、 現実に行使してはいないことが確認せられる。 の全クリスト教界に受けいれられ、 か とき伝統的権威をもってのみ終始し、 かる《ネガティフな統一体》、これが《ガリア教会》なる実体に他ならない。 以上のことから、 かくのごときガリア教会に対して、 r l マ教会は、 これがガリア教会、 帝国政府を背景としてローマ教皇の権威は飛躍的に増大、使徒ペテロの後継者としての教皇の権 我 .が故の無政府主義的状況を呈し、したがって、本来的に他者依存的な、® 西方における唯一の使徒の創建にかかる教会として、かつまたその母教会として、その大いなる権 なは四世紀中葉以降総体として把握し得る《ガリア教会》 その権威はあくまでも伝統的権威であるにとどまり、またダマススあるいはシリキウスに帰 12 かかる状況は、] ローマ教会は四一七年にいたるまで何ら積極的な宗主権を行使してはい マ教会の両者間に 何らかの強制力を伴った宗主権に関しては、 インノケンティウスが四○四年の教皇令《J・二八六》 ガリアにおいても例外ではなかった。 《了解》されていた、 ここに典型的にあらわれている «statuta maiorum» として定義づけることが可能であろう。 なる主体に関して、 意識する、 しかしながら、 すなわち外部に対するときは しないを問わず、 その内実は、 なる語をもってその において、 かかる役割 ガリア教会にと ない。 かくのご 威 ۶ر これ 眀 は ウ 成 方 П を な

き

ڰڕٙ 発効されることになる。 sacerdotum—》、ミラノ司教の下に開かれ、同会議の決定はアムブロシウスの聖なる思い出とローマ教皇の権威とによって 教皇に対してではなかったという事実に集約的に示されている。 かかる危機克服のため、 ミラノのそれは《autorité pratique》なものであった、と論じているが、 IJ クスの退陣によるガリア教会の統一の回復、 ッノ会議は、 《ガリアの豁プロヴィンキアの聖職者達の要請に基づいて—Ad postulationem provinciarum Galliae ガリア教会が助言を求め指導をあおいだのはミラノ司教アムブロシウスに対してであってロー この間の事情に関して、 L・ドウシェーヌは、 という四世紀のガリア教会が直面した最大の課題ととりくむべく開 かくして、三九八年、(一)、教会組織の確立、(三)、 当時のローマの権威は 適切な指摘であるといわなければならないだろ «autorité traditionnelle) フ か

の証左として位置づけることができるであろう。 構築を企図せざるを得ない教皇庁の介入を嫌う南東ガリアを中心とするガリア教会の強固なパルティ 極的なものにとどまったといえるのであって、したがって逆に、 いう。だが、この教皇令は、 てミラノ司教の有するアムブロシウス以来の強力な影響力を排し、 さて、 前出教皇令《J・二八六》 北ガリアの個別司教に送付されたにとどまり、その限りではかかる教皇庁の企図は非常に消 中の裁判権に関する二項目は、 帝国政府との結びつきの故にヒエラル ドウシェーヌによれば、 当地に対する教皇権の拡大を企図するものであったと 教皇庁が、 丰 ガリア教会に対し = ヒッシュ ラリス な体 ム的性向 制 0)

ば、それは、一挙にガリア教会を教皇庁の 《autorité juridictionnelle》の下におくことにより、教皇庁を頂点とするヒエラ 一面して、そのパルティキュラリスム的性向を顕在化せしめたガリア教会は、 にしの体系下に組みこもうと企図する、 以上の考察から四一七年三月にはじまるゾシムスの積極的介入を、 前例をみないものであったことが容易に確認され得るであろう。 教皇庁とガリア教会との関係の中で位置づけるなら 果敢な抵抗を展開するにいたるのであるが、 かかる介入に

首

ル

つつ、トレーヴ司教フェ

リックスの叙任をめぐるガリア教会の分裂、というより錯綜した状況を現出せしめるにいたった時、®

の

内容は、

事実上、

《トリノ体制》

の原則の追認に他ならなかった。

には、 て無理ではないだろう。 深長な記事もまたかかる政策の延長上で吟味しなければならないだろうし、8 定し、事実上、ゾシムスの政策の失効を宣しているが、これは明らかに、 ければならない。 当面は、 三十数年にわたってガリア教会の重鎮として北イタリアにおいても多大の尊敬を勝ちとっていたマルセ るパト り一層の急進化を防ぐためのものであった。さらに、 六二》において、 スム的性格を濃くしていくものとしてあった。ゾシムス没(四一八年十二月二三日)後、急転換をみせた、 ひいては、 を再確認することによって、 スを中心として、 レ スティ 南ガリアの諸司教に送付された教皇令《J・三六九》 単なる受身的な性格をもつものにとどまろうとも、 " ル ヌスの二教皇によって遂行された対ガリア政策は、 《ポジティフな組織体》の形成へとむかうものであり、 ス暗殺の背景に、 ,، すなわち、すでに四二二年、 アルル教会の二分という最悪の事態を招来せしめつつ、南ガリアでくりひろげられたかかる抵抗運動 トロクルスのロデーブ司教叙任を非難、パトロク かくして、 ゾシムスの企図を全く否定しさるガリア教会の組織に関する新原則を提示することになる。 帝国政府の暗黙の了解があり、さらに教皇庁もこれに関与していたと想定することは決し 教皇庁はゾシムスの政策の挫折と放棄とを自らの手で宣告したわけであり、 ボニファキウスは、 四二六年のパトロクルスの殺害に関してプロスペ 必然的にパルティキュラリスム的性向の一層の急進化 において、 かくのごとき脈絡においてその正しい位置づけがなされな ナルボンヌ司教ヒラリウスに送付した教皇令 それ故に、少なくとも教皇庁にとっては、 ルス ケレスティ ガリアの地のパルティキュラリスム的 の その時、 Narbonensis Secunda ヌスは、 危機的事態を招来せしめた張本人た 前述ボ テニフ に対する統轄権を否 ボニファキウス、 ァ ルスの伝える意味 ī 丰 二司 ウスの教皇令 教プロ セパラティ 四二八年 性 ĵ いから、 向 のよ

Π

さて、

ア

ル

ルでは、

飽くことなき権力への意志を貫かんとして斃れたパ

|-

Ľ

ク

ルスの後、

四二八年になってレラン修道

えば、 ル司教の影響は南ガリアに広く及ぶにいたっている。 化のための アルル司教の地位そのものが南ガリアを中心に確固たるものとなっていた、という点においてである。 ごとき)に由来するものであったのに対して、ホノラートゥス、ヒラリウス、二代にわたる《僧形の司 える場合、 てあたったヒラリウスの下で、 ヒラリウスによって、《その人の記憶は、 ガリア聖界において揺ぎない地歩を占めていたマルセイユ司教の地位が、あくまでもプロクルス個人の威信® 極めて象徴的であったといえる。すなわち、 《強いられたのではなく、 かかる企図は一応の成功をみ、 自由意志から出た改革》 今日、 プロクルスの死は、 我々の糧である》 すでにみた通り、 四三〇年頃のマルセイユ司教プロクルスの没後には、 が断行され、 この間のガリア教会の変質、 と、その死後も深い尊敬の対象となっているが 《トリノ体制》下にあって、 特に、アルル教会の再建に深刻な決意をも この点に関して、 教》 別格の大権を付与 もしくは発展 の時代には、 アル (例

いま少し考察を進めてみよう。

るという原則の下に、 ル ラリウスの主導する《常設された統治機関》 ついで開かれた、 ŋ ているのである。 ッツ 教会の) ル司教ヒラリウスは、 フ Narbonesis Secunda から十三名の司教が列席したが、この会議以降、 、はつぎのように論じる。 諸特権の拡大に大きく寄与した》と。 アムブラン司教叙任に介入したヒラリウスの下に開かれたリエ 四四一年のオランジュ、四四二年のヴェソンの各会議は、® ではアル (=)、いずれもヒラリウス主宰下に開かれ、 まさにかってゾシムスがパトロクルスに付与せんとした地位を南ガリアの地に確立するにいた ル司教としてのヒラリウスのかかる権威の行使は何故に可能であっ 《ヒラリウスの同僚司教に対する威信は、 の性格を有していた。 しかしながら、 この説明には承服しがたいものがあるといわなければ すなわち、 (三)、欠席者は非難され、 都市アルルの政治的重要性とあいまって、 グリッフによれば、(一)、定期的 ーズ会議には、 かくのごとき性格を有する会議を通して、 従来の大司教管区の枠を越えた規模で相 Alpes Maritimes, Viennensis 参加を促される、 たか。 に開催 というヒ

68

院

からホノラートゥス

(四二九年没)、

ついでヒラリウスが司教として迎え入れられ、⑩

かれらの手によって、

アル

ル教会浄

くして、

V

ラ

シ

]

修道院という組織的保障を背景として、

۲

ラリウ

、スの主導下

に

l,

わ

ば

《ネガテ

1

フ

な統

体》

か

5

後も、 個人の資質に還元 十全なる組織体制 程のものであっ てそのニュ 7 ル ル アンスは同じではなかっ 確 司 かに、 教 た 1の確立をめざすヒラリウスの企図を正確に把握しながらも、 4の諸特権として後任司教に受けつがれるべきことが、 だが、 プ か 口 かる企図が ク 7 ル ス没後、 ル ル司教としてのヒラリウスの威信とマ :ガリア聖界に受けいれられた基盤としての、 た。 (Gemma sacerdotum) 何故ならば、 ヒラリウスがア としてのヒラリ ル ル ガリア聖界に期待されていたからである。 @ セイ ル司教として行使した諸特 ユ司教としてのプ ゥ か 恶 スの威信 かる企図の一定程度の成功をヒ 時 の南 は他 ガリア聖界の情勢との関 に並 口 ク 権 ぶぶべ ル スの は、 きも ۲ 威信とは、 ラリウ あ が ーラリ な 係 強 ス か ゥ の 0) 決 っ た ス な 没

が充分になされていないという点において、

我々はグリッ

, フの

かかる説明に満足しないのである。

していくものとしてあった。 族 できない影響力を及ぼし始めるにい て の 流行に対して、 リアにあって確固たる地歩を占めるにい たがごとき変質の担い手となり、 的はずれのものではないことが容易に理解されるであろう。 同 の教皇令の送付が 族団的 すでにみた如く、 出 L 教皇令 シ 合へ 古来から遵守されてきた伝統の著しい侵害であるとして = の志向の所産としての性格を有してい 《丁・三六九》 シ V ホ ラン修道院を軸とする を措定せしめることが ノラー だとすれば、 ŀ におい たってい ゥ それ故に、 スの アル 本論文の考察の脈絡において、 たっていること、 て、 た同修道院の存在に対する危惧、 ケ ル司教就任直後であること、 可能となるであろう。 v ヒラリウスのアル 《レラン=シュ スティ たのであり、 ヌ スは、 を考えあわせるならば、 レシ かくて、 ル司 ガ リア教会における聖職者間 は、 南 教としての権威の行使を組織的に保証したも 我 レ 東ガリアの この時期には、 ハ々は、 ラン修道院に対するケレ 聖界に顕われた当時の 強い警告を発しているが、 不信 グリ の念に基づい この警告が、 地に強固 ッ フに対して、 すでに、 な司 たものであることは の僧衣着用 教 ガリア 南ガリアに急速に ・ステ 職 V ガ ラン 南ガリ 0 グリア . 1 独占相 ß 修道院 ヌ セ スの 教 ナ ア諸司 、う新 会の 続 危惧 を達 先に の 風 ル 貴 過 南 潮

(637)

なるであろうことは明らかであった。四四四年のヒラリウスによるブザンソン司教罷免に端を発し、翌四四五年のウァレ 《ポジティフな統一体》へと急速な脱皮を開始したガリア教会と教皇庁との再度の対決は必至となる。そして、この対決 かかる過程において位置づけられるが故に、ゾシムス時代のそれとは性格を全く異にする極めて《はげしい》ものと

ティニアヌス三世帝権の介入をもってその頂点に達するヒラリウスと大教皇レオとの対決がこれであった。

ったといえるのである。本章の表題を《ガリア教会とパトリア=ナトウラエ》とした所以である。 エ》に依拠したところの独自の伝統と主張とをもったひとつの組織体として自らを措定せしめるという積極的な姿勢があ を認めつつも、ローマ教皇を頂点とするヒエラルヒーの傘下に入ることに関しては、これを拒み、《パトリア=ナトウ た性向と本質的には同じものであったことが容易に理解される。すなわち、そこでは、 ラン=シューレ》によって担われていったことを想起するならば、当時のガリア=セナトール貴族が総体として有してい さて、四三〇年代以降、ここにいたるまでの以上みてきたがごときガリア教会の自律的発展の質は、 ローマ教皇に対して、 かかる発展が 伝統的権威

- ① 教皇令 'Placuit Apostolicae', (M. G. H., Epist, III, col. 5-7.) なお、本章において最も中心となる史料は、五世紀初頭の教皇インノケンティウスから同世紀後半のヒラルスにいたるまでの約六〇年間に、ガリア聖界に送付された三四通を教える教皇令であるが、この教皇令に関して、P. Jaffé, Regesta Pontificum Romanorum, 1965. をいわばインデクスとして使用した。本論文中のJ・三二八という番号は、このヤッフェ、一九六五年版の番号による。
- 司教とがこれを二分して統轄することが定められている(カノンⅡ)。 ノンI)。 回、ヴィエネンシスに関しては、 アルル司教とヴィエンヌて、その存命中のナルボネンシス・セクンダに対する統轄権を認め(カシ トリノ会議の決定では、①、マルセイユ司教プロクルス個人に対し
- なお、トリノ会議のカノンに関しては、その Praefatio, Canon I については、Gallia Christiana Novissima (以下、G. C. N., と略す) Marseille, 1899, pp. 8-9. また、Canon II:G. C. N., Arles, 1900, p. 18. 参照。
- Cf. T. S. Holmes, op. cit., p. 364

3

- (3) L. Duchesne, Fastes Episcopaux de L'Ancienne Gaule, t. I, 1907, pp. 96-97.
- (6) 《Patroclus Arelatensis Episcopus infami mercatu sacerdotia venditare ausus.》 Chronica Gallica, 74, (M. G. H., A. A., IX, col. 654.); cf. T. S. Holmes, op. cit., p. 363.
- (6) L. Duchesne, op. cit., t. I, p. 98.

- T. S. Holmes, op. cit., p. 363
- L. Duchesne, op. cit., t. I, pp. 86-87; J. Gaudemet, L'Église dans L'Empire Romain, 1958, pp. 400-401.
- ギウスの異端に対するガリアにおける正統信仰の守護者、代表者とし 国政府によって、都市アルルのガリアの首都たる地位が確認されたと は新秩序確立のため矢継早に教皇令を発行することになる(J・三三 新秩序はガリア聖界の深刻な反対に直面し、同年九月以降、ゾシムス ての役割を賦与している。'Constitutiones Sirm., 6, (Theodosian の異端を奉じるガリアの司教について言及し、パトロクルスに、ペラ アマティウス宛のウァレンティニアヌス三世の勅令は、ペラギウス派 したことは疑い得ない。更に、四二五年七月九日付、ガリア近衛総督 いうことは、ゾシムスの企図の貫徹に少なくとも客観的に有利に作用 ルスを見放した後も、まだ帝国政府は教皇代理としてのパトロクルス るが、この勅令はその三年後にでているのである。教皇庁がパトロク パトロクルスに賦与された特権の無効を宣するにいたっているのであ すなわち、後述するごとく四二二年になって教皇庁はゾシムスの下で 1952, p. 480.) なお、この勅令の出された年、 Theodosian Code and Novels and the Sirmondian Constitutions, Libri XVI, 1905, v. 1, p. posterior, col. 912; C. 一、三三二、三三三、三三四、同年十月の三三七、四一八年三月の丁 となるであろう。Cf. T. S. Holmes, op. cit., p. 347; E. Griffe, op まって、ゾシムスのガリア聖界への積極的介入がなされたことの証左 の二つの勅令の存在は、当時の帝国政府の対ガリア政策の展開とあい に固執していたと考えるべきか。 、後にみるように、四一七年三月のJ・三二八によってうちだされた 一前述アルルにおける七属州会議の再開に関する勅令が出され、帝 三四一)。このような切迫した事態にあって、 いずれにしても四一八年、四二五年 四二五年に着目したい。 四一八年四 Pharr, The

cit., t. II, p. 153, 174.

- Griffe, op. cit., t. I, p. 339. 位にふさわしい権限を行使するというのがその原則であった。Cf. E. の行政組織に従って組織化をおこなうことであり、従って、大司教の のである。Cf. É. Griffe, op. cit., t. I, p. 338 その属州首都たるエクス司教に移譲されることになる、と考えられる 従って、早晩、ナルボネンシス・セクンダにおける大司教の権限は、 のではなく、プロクルス個人に付与されたものであった(カノンI)。 ダに対する大司教としての統轄権は、マルセイユ司教座に付与された 外事項であったマルセイユ司教プロクルスのナルボネンシス・セクン によっていた。すなわち、政治的に重要な都市の司教がその都市の地 権限の由来するところのものは、当該司教座が属州首都であるか否か いて成文化されているガリア聖界の組織化に関する基本方針は、帝国 その理由は、つぎの二点である。 Ą 例えば、トリノ体制下における例 トリノ会議の第Ⅱカノンにお
- T. S. Holmes, op. cit., p. 363; G. C N., Arles, pp. 11-12
- ② 聖トロフィムス伝説の導入によって、ゾシムスは大司教の権限の由をもって大司教―司教のヒエラルヒーの基礎としたのである。《トリノ体制》の基底原理については、前掲註②の①参照。Cf. J. Gaudemet / (外制)の本底原理については、前掲註②の①参照。Cf. J. Gaudemet / (の中. cit., p. 400.)
- É. Griffe, op. cit., t. II, pp. 150-151
- ② 教皇令'Mirati Admodum'(J. 332) 《nam sancte memorie Trophymus sacerdos quondam Arelatensi urbi ab apostolica sede transmissus…》(M. G. H., Epist. III, col. 9.)
- $\beta \to ||||||/|| <$ (ad quam primum ex ac sedes Trophymus summus antestites, ex cuius fonte tote Galliae fidei rivolos acciperunt, directus est), (M. G. H., Epist. III, col. 6.).

- patrum», 'Cum adversus statuta', (J 331), M. G. H., Epist. III 四年二月一五日付教皇令、Etsi Tibi Frater' (J. 286), J-P-Migne P. L., t. XX, col. 402. にみられる。同様の言葉として、《Statuta る教皇令にしばしばあらわれる言葉である。その最も早い例は、四○ ガリア聖界に対するローマ教会の宗主権の根拠として五世紀におけ
- F. Lot, op. cit., p. 327

col. 7:《Plaecepta maiorum》, (J. 328) が散見される。

- Cf. E. Griffe, op. cit., t. I, pp. 24-35; T. S. Holmes, op. cit.
- IVº siècle, (A. Fliche et V. Martin, Histoire de L'Église, t. III 1950, p. 462.) J. R. Palanque, Les Métropoles Ecclésiastique a la Fin du
- E. Griffe, op. cit., t. I, p. 332
- カノンのガリア導入がこれにあたる。Cf. Ibid., t. I, p. 334 三四三年のサルディカ会議へのガリア諸司教の出席に伴なう同会議
- 前掲註20の①参照。
- Ê. Griffe, op. cit., t. I, p. 332; C. Jullian, op. cit., t. VIII, p.
- t. II, p. 198; ibid., t. III, ch. V C. Jullian, op. cit., t. VIII, p. 322, n. 6; cf. É. Griffe, op. cit.
- cit., t. I, pp. 239, 262-263, 331, 342 Cf. T. S. Holmes, op. cit., pp. 143-145, 154-158; É. Griffe, op
- C. Jullian, op. cit., t. VII, p. 219; ibid., t. VIII, p. 322
- L. Duchesne, op. cit., t. I, pp. 365-366
- É. Griffe, op. cit., t. I, pp. 343-344.
- C. Jullian, op. cit., t. VII, p. 253, n. 4
- G. C. N., Marseille, p. 7, n. 10; cf. E. Griffe, op. cit., t. I, p. 342

- J. R. Palanque, op. cit., pp. 464-465
- 32 340 - 348J. Gaudemet, op. cit., pp. 431-432; T. S. Holmes, op. cit., pp.
- E. Griffe, op. cit, t. I, pp. 104-105
- (3) Ibid., t. II, pp. 175-178; C. Jullian, op. cit., t. VIII, pp. 307-310, p. 307, n. 3.
- op. cit., t. III, p. 482.) R. Palanque, L'Expansion Chrétienne, (A. Fliche et V. Martin ガリアへの最初の教皇令'Ad Gallos Episcopis'に関しては、J.
- cf. E. Griffe, op. cit., t. II, pp. 175-178 教皇令 'Etsi tibi frater', (J.P. Migne, P.L., t. XX, col. 469.);
- 37 273; É. Griffe, op. cit., t. I, pp. 316-323 プリスキリアニスムに関しては T. S. Holmes, op. cit., pp. 217-
- 38 Cf. Ibid., t. I, pp. 332-340.
- G. C. N., Marseille, p. 8, n. 11
- E. Griffe, op. cit., t. I, pp. 328-329
- **(1)** p. 351. L. Duchesne, op. cit., t. I, p. 93; cf. E. Griffe, op. cit., t. I,
- **1**2 op. cit., t. I, col. 44) 視し、それを他のプロヴィンキアに訴えてはならない。(第二に)、重 くべし、(ローマ教会の予決がないのにもかかわらず)その判決を無 大なる事件は、司教による裁判の後に教皇庁に報告すべし、(P. Jaffé (第一に)、聖職者間の争いは、そのプロヴィンキアの司教会議で裁
- L. Duchesne, op. cit., t. I, pp. 94-95
- É. Griffe, op. cit., t. II, p. 176 皇は、この書が近隣諸司教に回覧されることを望んではいるが。 Cf この教皇令は、ルアン司教に送付されたものである。 もっとも、

- Cf. S. Hilarius, Sermo de Vita S. Honorati', C. VI, 28, Migne, P. L., t. L, col. 1264.) Q
- Duchesne, op. cit., t. I, pp. 95-112; É. Griffe, op. cit., t. II, pp この経過については、 T. S. Holmes, op. cit., pp. 362-367; L
- 772-773); cf. P. Jaffé, op. cit., col. 54 教皇令 'Difficile Quidem', I. (J. P. Migne, P. L., t. XX, col
- H., A. A. t. IX, col. 471.) 殺された。》:Prosperi Tironis Epitoma chronicon, 1292. (M. G. って、多数の刺傷を受けて殺害された。この犯行は、マギステル・ミ 結果、ローマの聖者、助祭のティトウスが財産を没収、分配された上 リトムのフェリックスの命令によるものとうわさされた。更に、この 《アルル司教パトロクルスは、軍団司令官のバルナブスなる者によ
- Cf. T. S. Holmes, op. cit., p. 367; L. Duchesne, op. cit., t. I,
- 61) E. Griffe, op. cit.. t. II, p. 153 教皇令 'Cuperemus quidem', (P. Jaffé, op. cit., col. 55.); cf. L. Duchesne, op. cit., t. I, p. 256; cf. E. Griffe, op. cit., t. II
- P. Migne, P. L., t. L, col. 1265.) Cf. S. Hilarius, 'Sermo de Vita S. Honorati', C. VI, 28, (J
- Cf. T. S. Holmes, op. cit., p. 455
- Cf. Ibid., pp. 456-457
- 前掲註20の回参照。Cf. É. Griffe, oþ. cit., t. II, pp. 149-152
- Migne, P. L., t. L., col. 1256.) S. Hilarius, 'Sermo de Vita S. Honorati', C. II, 13, (J. P.
- 67) E. Griffe, op. cit., t. II, p. 154. なお、十三名の司教名と司教座

は次の通りである。

ジュス)、ユリウス(アプト)、マクシムス(リエーズ)、セヴェルス コンスタンティアヌス (カルパントラ)、 アルカディウス(司教座不 ラーム)、ウァレリアヌス (シミエ)、アスクレピウス (カヴェロン)、 ス(ヴェソン)、ネクタリウス(アヴィニヨン)、テオドールス(フレ (ヴァンス)、クラウディウス (カステラーヌ)、セヴェリアヌス (ト ヒラリウス(アルル)、アウデンティウス(ディエ)、アウスピキウ

教名と司教座は次の通りである。 このふたつの会議に列席した司教、もしくは司教代理を派遣した司

ス、セヴェルス(ヴァンス)、コンスタンティウス(ユゼズ)、カリアリアヌス(シミエ)、アスクレピウス(カヴェロン)、アグレスティウ® でいく (トラーム)、アルメンタリウス(アンティーブ)、ウァレエリアヌス(トラーム)、アルメンタリウス(アンティーブ)、ウァレ トー (ヴァラァンス) クラウディウス (カステラーヌ)、アウデンティウス (ディエ)、セヴ ジュ)、インゲヌウス(アムブラン)、アウグスターリス(トゥーロン)、 ールス(フレジュス)、マクシムス(リエーズ)、ユストゥス(オラン クタリウス (アヴィニヨン)、ケレティウス (グルノーブル)、テオド ルパントラ)、アウスピキウス(ヴェソン)、ユリウス(アプト)、ネ ス(リヨン)、サロニウス(ジュネーブ)、コンスタンティアヌス(カ ヒラリウス(アルル)、クラウディウス(ヴィエンヌ)、エウケリウ ◎

司教を示す、cf. L. Duchesne, op. cit., t. I, pp. 367-8 なお◎はオランジュ会議にのみ、♡はヴェソン会議にのみ出席した

- E. Griffe, op. cit., t. II, pp. 155-158
- Ibid., pp. 154-155; cf. F. Plinz, op. cit., S. 51
- 61 Epitaphium S. Hilarii, (J. P. Migne, P. L., t. L, col. 1245.)
 - (641)

るが、 SIS EPISCOPIS AD LEONEM PAPAM', (M. G. H., Epist. III, col の五世紀における再度の対立を招来せしめるところとなり、この対立 位の回復を要請しているのである。 十九名の司教と連名で教皇レオに対してヒラリウス時代のアルルの地 る。かかる俗権の介入によって屈服したヒラリウスは四四九年に没す は四四五年六月のウァレンティニアヌス三世帝権の介入にまで発展す リウスのブザンソン司教罷免問題への介入は、ガリア教会と教皇庁と このことはつぎの事実から断言できる。すなわち、四四四年のヒラ 後任アルル司教ラヴェンニウスは、 四五〇年、 'PRECIS MISSAS AB UNIVER-南東ガリアの

> op. cit., t. II, pp. 160-162 col. 20-21); cf. L. Duchesne, op. cit., t. I, pp. 121-123; E. Griffe, 18-19); cf. 教皇令 'Lectis dilectionis' (J. 450), (M. . દ્ર Ħ (642)74

教皇令、'Cuperemus quidem', C. I, 2. (J. P. Migne P.

L., col. 431.); cf. É. Griffe, op. cit., t. II, p. 177

Ibid., t. II, pp. 222-223; T. S. Holmes, op. cit., pp. 367-368

64)

との緊張関係の推移に関しては、 164, 201-212; T. S. Holmes, op. cit., pp. 369-376, 457-462 かくのごとき四四四年から四四五年にかけての教皇庁とガリア教会 E. Griffe, op. cit., t. II, pp. 159-

レラン修道院運動

情勢の展開と密接な因果関係をもって設立されたレラン修道院は、 たかくのごとき性格が、 したところの、 な同族団的結合体を聖界において達成していくものとしてあったのであり、対外的には、 なによりもまず、ガリア=セナトール貴族の同族団的結合への指向の顕われとしての司教職の独占相続を媒介とする強固 る司教団によって担われ、南東ガリアの地に展開された、いうところの《レラン修道院運動》とは、 聖界における拠点としての性格を有するものとしてあった。したがって、 としての性格、すなわち、特異な政治姿勢と階級意識とを自らの内に醸成せしめていた当時のガリア゠セナトール貴族の トール貴族が総体として有していたところの趨勢をその性格として有していたということができる。 さて、すでに前章までの考察を通して明らかになったごとく、四世紀末から五世紀にかけてのガリアの地の急激な政治 独自性、 一方では、四世紀後半のポアティエ司教ヒラリウスの主導下に闘わされたアリウス派論争の渦中 あるいは自律性の強調という性格を有するものとしてあった。そして、レラン修道院運動の有し その創設当初から、 かかる性格を有したレラン修道院を結集軸とす セナトール貴族出身聖職者の拠点 《パトリア・ナトウラエ》 レラン修道院運動は、 当時のガリア=セナ に依拠

となっているのである。 身聖職者をガリアの地に送り出すことによって、 ることによって獲得せられたクリスト教化のための強力なる前衛としての資質とを兼ね備えたところのセナトール貴族出 は、 リア教会》のいわば、 与せしめることによって一層の拍車をかけ、ガリア聖界のかかる趨勢を補塡、 体をガリアの地にうちたてようとするガリア聖界のパルティキュラリスム的性向に、 か ές いわば時代の要請としてあったところの、 ひとつの趨勢として顕著になってくるところの、 《ネガティフな「主体」からポジティフな主体》への脱皮を促すこととなるのであり、 俗界における政治的指導層としての資質と、 チャドウィックの言う《ガリア教会の英雄時代》 クリスト教界の只中にあって、 強化せしめるところとなり、 内側から、 独自の伝統と主張とを掲げた統 修道士的教育と訓練とを受け より十全なる組織性を付 を現出せしめるところ その結果 また他方で

さに、以上のごときものであった。 ガリアにおけるローマ支配の終焉前夜において、 レラン修道院運動が有した意義と同修道院運動が担った役割 ま

収束していかざるを得なくなるのである。 地方勢力としての存在意義しか有さなくなると共に、 なったものは、 ここで容易に理解され得るように、 したがって、 ローヌ峡谷沿いに、 ガリアにおけるローマ支配の終焉とともに、南東ガリアの地のセナトール勢力が、 明確に独自の政治勢力としてみずからを措定せしめていたセナトール勢力の存在であ このような意義を有したレラン修道院運動のその十全なる展開を約束するところと レラン修道院運動の全ガリア的な展開は急速に南東ガリアの一角に まさしくガリアの

する当時のガリア教会の動向をもって、 は極めて大きいものがあったといえるであろうし、また、 の強調として、 だが、六世紀に入ってすぐにはじまる、 根強い影響を後世にまで伝えるところとなる。 ガリカニスムの萠芽であるとする所以である。 いうところの 《教会の野蛮化》 レラン修道院運動の伝統はロー T . s に抗するものとしてのレラン修道院運動の ホ 1 -ムズ が、 V ラン修道院出身聖職者を中 マ教皇庁に対する独自性 自立

だが、これらの問題は、本稿がみずからに設定した《地平》の彼方にある問題であろう。したがって、本稿における考

察はこれをもってひとまずしめくくりとしたいと思う。 ⊕ N. K. Chadwick, op. cit., pp. 275 sq.

(a) F. Plinz, op. cit., SS. 55-56.

3

T. S. Holmes, op. cit., pp. 452-453

(京都大学大学院生・

The Monastic Movement of Lérins: The Attitude of the Gallic Senatorial Aristocracy Outstanding in the Religious World in the 5th Century

by

T Yoneta

The particulalistic tendency of the Gallic Episcopate, which had become more and more conspicuous in the Arian Controversy from the late 4th century onwards and had intended to establish in Gaul a united body which clarified its original tradition and its own opinion, got actualized through the first half of the 5th century and further brought an important change in quality within the Gallic Church (ECCLESIAE GALLIARUM vel E. GALLICANAE).

In this article, I tried to grasp the change as a break from a negative "body" to a positive one of the Gallic Church with the 430's as a turning-point, and to trace the cause of this change to the Monastery of Lérins which was rapidly extending its influences mainly in the southeast Gaul in those days and to the solid body of the prelates from the Senatorial Aristocracy concentrating in this Monastery.

The Monastery of Lérins was the ecclesiastical base of the Gallic Senatorial Aristocracy who were aiming at the accomplishment of a consanguineous body in the religious world as well as in the secular world through the medium of an exclusive succession of the episcopate.

Therefore, the course of the change in quality within the Gallic Church caused by those forces corresponded with the tendency of the whole Gallic Senatorial Aristocracy in those days.

The Genealogy of the Scythian Bridles

by

T. Yamamoto

The scythian bridles found from northern and eastern regions of the Black Sea are typologically divided into several groups: bits can be